新型コロナウイルス感染症の療養解除基準について

症状が出現した日（０日）から５日かつ症状軽快から２４時間の経過をもって療養解除基準とさせていただきます。
症状出現してから６日目以降は、来院・定期受診は可能となります。
ただし、６日目から 10 日目までは他者へ感染させるリスクがありますので、院内では必ずマスク着用をお願いします。

新型コロナウイルス感染発症日から５日までの方は来院・定期受診をお控え頂きますようお願いいたします。
（体調が悪い方は前もって連絡のうえ受診をお願いいたします）

ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。